

阿賀野市立小・中学校設置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月22日

阿賀野市教育委員会

教育長 神田 武司

阿賀野市教育委員会規則第5号

阿賀野市立小・中学校設置条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 阿賀野市立小・中学校設置条例施行規則（平成16年阿賀野市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第1号様式を次のとおり改める。

第1号様式(第11条関係)

第 号
年 月 日

阿賀野市教育委員会 様

阿賀野市立 学校長
氏 名

出席停止措置の意見具申書

このことについて、次のとおり出席停止の措置をとる必要が認められるので具申します。

1 学年、児童(生徒)氏名及び年齢

2 保護者氏名、続柄及び住所

3 出席停止を必要とする理由

4 出席停止の期間

年 月 日から 年 月 日まで 日間

5 出席停止期間の対応

6 その他

第3号様式を次のとおり改める。

第3号様式(第11条関係)

第 号
年 月 日

阿賀野市教育委員会 様

阿賀野市立 学校長
氏 名

性行不良による出席停止を解除すべき児童(生徒)の状況について(報告)

性行不良により出席停止となっている児童(生徒)について、出席停止の解除をすべき状況が認められるので、次のとおり報告します。

1 学年、児童(生徒)氏名及び年齢

2 保護者氏名、続柄及び住所

3 出席停止期間中の状況

4 登校開始が可能な時期

年 月 日から

5 その他

第5号様式を次のとおり改める。

第5号様式（第30条関係）

第 号
年 月 日

阿賀野市教育委員会 様

阿賀野市立 学校
校長

事務長発令の届

阿賀野市立小・中学校設置条例施行規則第30条の規定により、 年度の事務長の発令
を受けたいので届出します。

記

	職 名	氏 名	性別	年齢	現勤続年数 ／全勤続年数
事務長					

届け出のとおり発令する。

年 月 日 阿賀野市教育委員会 印

第2条 阿賀野市立小・中学校設置条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表分田小学校の項を削り、同表堀越小学校の項中「切梅新田」の次に「、上江端1、上江端2、新座、分田1、分田2、分田3、分田学校町、分田5、分田6、分田7、分田8、上福岡、西岡、水ヶ曽根」を加え、同表水原中学校の項中「分田、」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。